



特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金旅費交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金(以下「当法人」という。)が、本規定に基づき、旅費を支給する。

(定義)

第2条 この規程において「旅費」は、交通費ならびに宿泊費とし、その額は【別表】のとおりとする。

(旅費支給の原則)

第3条

- 出張の際は原則公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。なお、役員が出張する場合はビジネスを利用することを可能とする。
- 自家用車で出張したときは、ガソリン代を【別表】の金額で計算し支給する。
- タクシー利用は原則認められないが、必要な場合は理事長の許可を得ることとする。

(宿泊費支給の原則)

第4条

- 業務上宿泊が必要と認められる場合、宿泊費を支給する。
- 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝で移動が困難と認められる場合は理事長の判断にしたがって前泊・後泊を認める。
- 宿泊費は実費を支給する。

(出張中の事故)

第5条 出張中の事故に関しては、当人の責任において処理する。

第6条 日当や保険については必要に応じて理事長が判断する。

(精算方法)

第7条 旅費は立替払いまたは請求書払いにて、精算の手続をしなければならない。

(規程外事項)

第8条 この規程に定めてない事項は、事務局と理事長で決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則 この規程は令和5年8月1日より施行する。

【別表】

交通費	鉄道賃	乗車運賃、特急料金、座席指定料金の実費
	航空賃	普通旅客運賃の実費 役員はビジネスクラス利用
	車賃	バス

		タクシー	運賃の実費
		レンタカー	使用料等の実費
	船賃		乗車運賃、寝台料金、その他乗船に要した料金
宿泊料	宿泊料(1泊につき)		上限10,000円
自家用車	ガソリン代		25円/1km
交通費	高速道路料金		実費